

議事録

議題：太陽光発電設備設置に関する説明会

日時：2025 年 10 月 20 日(日) 19:00～

会場：赤坂耕地集会所(〒399-3702 長野県上伊那郡飯島町飯島 2176)

出席者：赤坂自治会 ■■■様 以下 11 名

(株)マルヤス長野 ■■■

中部電力ミライズ(株) ■■■

(株)Loop ■■■

(株)中電 Loop Solar ■■■(記)

1. 説明内容

別紙『株式会社マルヤス長野様敷地内における自家消費型太陽光発電設備（野立て）設置に伴うご説明』資料を用いて設置計画の概要説明を実施。

2. 質疑応答

- ・産廃処理はどのように行っているか？
→(株)浜田へ委託しているが、浜田は仲介会社であり、浜田より指定業者へ委託して処理を実施いただく。
- ・反射が当たる企業様の許諾は不要なのか？
→工事前にチラシ投函などを実施予定であるが、自治体窓口を確認の上、必要に応じて説明し、許諾をいただく。
- ・資料の不備
→修正資料を役場へ改めて郵送し、役場から自治会長へ送付いただく。
自治会の皆様へは 11 月 20 日の次回自治会定例会にて配布いただく。
質問の受付期間は 11 月 20 日起点から 1 ヶ月間(～12 月 20 日)とする。

産廃処理に関するお問い合わせの件（回答）

令和7年10月27日

赤坂自治会 様

株式会社中電Loop Solar



拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、10月20日の説明会に関して、飯島町を經由してお問合せいただきました件について、下記の通り回答致します。

ご不明な点等ございましたら、改めてお問合せくださいませ。

敬具

記

■お問合せ内容

①資料では廃棄物の撤去を㈱浜田へ委託と記載されているが、㈱浜田の HP を確認する限り長野県の許可を受けていない。

②説明会では㈱浜田から別事業者へ再委託すると回答されたが、廃掃法では原則再委託は認められていない。

■回答

この度はお伝えの仕方に誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。

現在、株式会社浜田様には優良な廃棄物処分業者様の選定にご協力いただいております。廃棄物を適切に処理するための収集運搬・処分会社をご紹介いただいております。

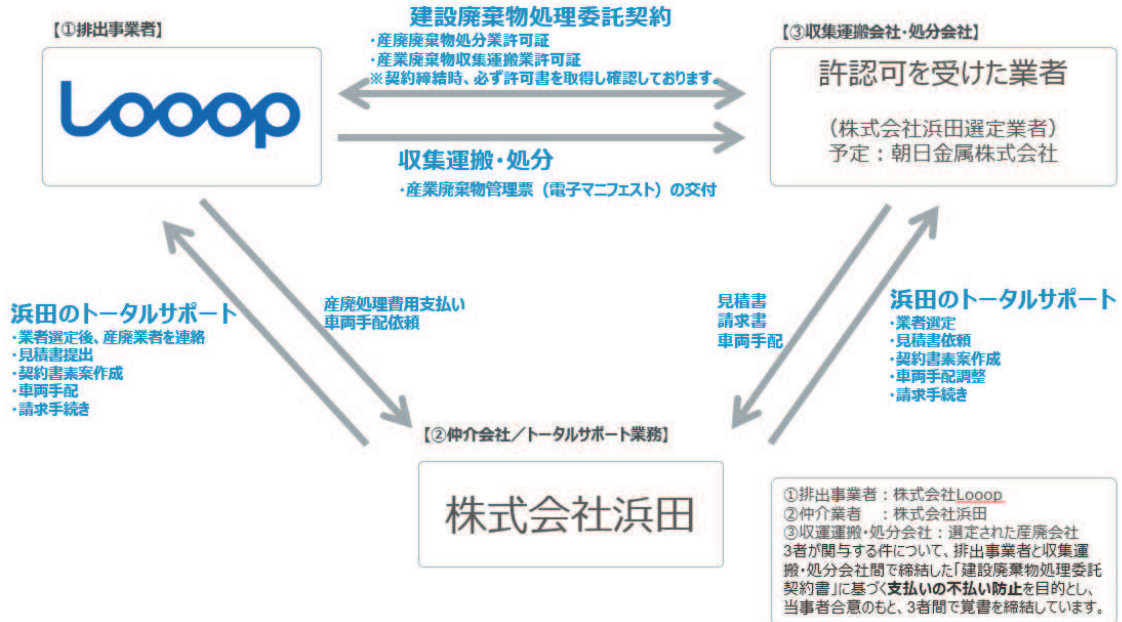
また、浜田様は排出事業者であるLoopの手続きサポート業務を行っていただいている仲介会社様という位置づけとなります。

なお、産業廃棄物の処理委託契約は、Loopと収集運搬・処分業者様との直接契約となるため、「再委託契約」には該当しません。

契約にあたっては、長野県および処分施設の所在地における許可証を確認の上、適切に締結しております。

つきましては、この関係を図で作成いたしましたので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

産廃処理対応の流れ



議事録

議題：太陽光発電設備設置に関する説明会

日時：2025 年 11 月 4 日(火) 17:00～

会場：飯島公民館(成人大学センター)

(〒399-3702 長野県上伊那郡飯島町飯島 1189-1)

出席者：飯島区会 ■■■様、■■■様

(株)マルヤス長野 ■■■様

中部電力ミライズ(株) ■■■

(株)Looop ■■■

(株)中電 Looop Solar ■■■(記)

1. 説明内容

別紙『株式会社マルヤス長野様敷地内における自家消費型太陽光発電設備（野立て）設置に伴うご説明』資料を用いて設置計画の概要説明を実施。

2. 質疑応答

- ・ PPA 事業の契約期間は 20 年の認識で相違ないか？
→ 20 年契約の認識で相違ない、その後場合によっては 5 年延長になる。
- ・ 万が一トラブルが発生した際の窓口はどこになるのか？
→ 中電 LooopSolar が窓口となる。
- ・ 過去の案件(9 社)で同意書を締結しており、今回も同様に締結を検討してほしい。
過去案件では 1kW あたり 150 円の賛助会員会費をいただいているが、今締結を進めている 1 件は 125 円にできない交渉が入っている。
→ 即答はできないため、一旦持ち帰り検討の上、別途回答する。

議事録

議題：太陽光発電設備設置に関する説明会(第2回)

日時：2025年12月9日(火) 18:00～

会場：飯島公民館(成人大学センター)

(〒399-3702 長野県上伊那郡飯島町飯島 1189-1)

出席者：飯島区会 区長 ■■■様、■■■様 ■■■様

(株)マルヤス長野 ■■■様、■■■様

中部電力ミライズ(株) ■■■

(株)中電 Looop Solar ■■■(記)

1. 説明内容

- ・前回の説明会で飯島区から賛助会員会費の協力要請があったが、今回の発電設備設置は過去のお案件とは事業形態等が異なる旨を説明し、賛助会員会費の要請取り下げを依頼した。
- ・本計画の概要↓
 - 事業者：既に地区に籍があるマルヤス長野が主体。
 - 発電の利用：発電した場所（マルヤス長野の工場内）で全量消費。
売電を目的とした事業ではない。
 - 土地の確保：マルヤス長野の所有地内に設置。新たな取得・権利設定は行わない。
 - 土地の改変：盛土、切土は行わない。排水方法、土地の管理等も変更はない。
- ・説明を受け、飯島区として他案件とは異なる事業である旨を御理解いただき、賛助会員会費は免除にて同意書への署名・捺印をいただいた。

2. 質疑応答

- ・他案件では賛助会員会費の金額調整を行っているが、125円～150円/kWの金額感は妥当なものなのか？
→当方では金額の妥当性は判断しかねる。

議事録

議題：太陽光発電設備設置に関する説明会

日時：2025 年 11 月 11 日(火) 15:00～

会場：株式会社飯島精機

(〒399-3701 長野県上伊那郡飯島町田切 1-5)

出席者：(株)飯島精機 代表取締役 松村様

(株)中電 Looop Solar ■(記)

1. 説明内容

別紙『株式会社マルヤス長野様敷地内における自家消費型太陽光発電設備（野立て）設置に伴うご説明』資料を用いて設置計画の概要説明を実施。

2. 質疑応答

- ・敷地内の JC マイクロ様への説明は必要か？
→土地・建物ともに飯島精機所有であるため、個別の説明は不要。
- ・万が一、何かあった際にはどうすればいいか？
→資料に記載の問合せ先(中電 Looop Solar)へ連絡いただければ対応する。